

隠岐の島町 お知らせ便

第349号（令和4年4月7日発行）
発行：隠岐の島町総務課広報広聴係

※新型コロナウイルス感染状況により、内容が変更となる場合があります。

掲載記事一覧

- ① 役場の組織変更について
- ② 休日の当番医について
- ③ 西郷港周辺地区のデザイン決定について
- ④ 第1回「野菜づくり講座」の開催について
- ⑤ 「武良ゲンキ市」の開催について
- ⑥ しまね家庭の日 映画上映会の開催について
- ⑦ 自然観察会イベントの開催について
- ⑧ 令和4年度軽自動車税（種別割）について

① 役場の組織変更について

令和4年4月1日より、役場の組織が次のとおり一部変更となりました。
また、令和4年4月1日から隠岐の島町図書館の管理運営を、隠岐の島町が直接行いますので、併せてお知らせいたします。

※その他の部署の業務内容に関しては、上記QRコードからホームページをご覧ください。



隠岐の島町 HP

●変更前（～3月31日）

課名	係名
総務課	行政係
	広報広聴係
	職員係
竹島対策室 危機管理室	竹島対策係／ 消防防災係
建設課	土木係
	管理住宅係
都市計画推進室	都市計画推進係



●変更後（4月1日～）

課名	係名	業務内容
総務課 2・2111	行政係	変更なし
	広報広聴係	広報・広聴・放送・情報公開・ホームページ・難視聴・情報基盤整備
	情報システム係	地域情報政策・電算・OA資産管理・庁舎ネットワーク・セキュリティ管理
	職員係	変更なし
竹島対策室	竹島対策係	変更なし
危機管理室	消防防災係	変更なし
建設課 2・8564	土木係	変更なし
	管理住宅係	変更なし
都市計画課 2・8580	都市計画係	都市計画・都市緑化・都市公園の管理
	都市整備係	市街地の整備促進計画・都市公園の整備
隠岐の島町図書館 2・2341		図書館運営

記号の説明 時＝日時 所＝場所 対＝対象・定員 申＝申し込み 内＝内容 問＝問い合わせ
 ￥＝費用・参加費 縮＝締め切り 出＝出演・講師・指導 他＝その他 持＝持ち物

② 休日の当番医について

4月の日曜・休日の当番医院は左記のとおりです。

当番日	当番医院	連絡先
3日(日)	宇野内科医院	2・2572
10日(日)	高梨医院	2・0049
17日(日)	半田内科クリニック	2・6280
24日(日)	宇野内科医院	2・2572
29日(金)	高梨医院	2・0049

当番表については隠岐広域連合のホームページでもご覧になれます。

時 午前7時～午後7時まで

※在宅当番医制度は、当番医院を決めて、休日に救急患者の対応をするもので、隠岐の島町では3つの医院が救急対応をしています。休日の救急受診が必要なときは、当番医院を受診しましょう。

※受診の際は、事前に当番医院に連絡してから受診しましょう。

問 隠岐広域連合 総務課
TEL 6・9150

③ 西郷港周辺地区のデザイン決定について

令和4年3月6日(日) 隠岐島文化会館大ホールにて西郷港周辺地区デザインコンペ公開シンポジウムと2次審査が開催されました。

シンポジウムでは、提案者によるプレゼンテーションや、審査委員や来場者による質疑応答が行われ、その後審査委員会にて最優秀作品、優秀作品が決定しました。

○最優秀作品

『隠岐の島へアイノマネゲート・次世代まちづくりのための西郷港』

SUGAWARADA AISUK E・上條・福島設計共同企業体

○優秀作品

『西郷港ポートキャンパス・ココロとカラダに優しい街区』

ティーハウス・ジオグラフィック・ウエスコ計画共同体

詳しくは隠岐の島町ホームページやInstagramにて情報を公開しておりますので、ぜひご覧ください。

問 役場都市計画課
TEL 2・8560



都市計画推進課
Instagram

④ 第1回「野菜づくり講座」の開催について

野菜栽培の知識や技術を学ぶ、「野菜づくり講座」を開催します。

初心者からベテランまで、野菜づくりに興味がある方は、お気軽にご参加下さい。

内

・野菜づくり講座開講にあたって・土づくりについて

時 令和4年4月23日(土)
午後1時30分～3時まで

所 ふれあいセンター2階会議室

料 無料

締 4月21日(木)までに、JAしまね隠岐地区本部へ、お電話又はFAXにてご連絡下さい。

他 新型コロナウイルス感染予防の為、ご来場の際はマスクの着用や、アルコール消毒などにご協力をお願いします。

問 JAしまね隠岐地区本部経済課
TEL 2・1133

FAX 2・3717

主催 隠岐地域農業振興協議会

⑤ 「武良ゲンキ市」の開催について

武良ゲンキ市実行委員会では、左記のとおり「武良ゲンキ市」を開催します。

時 4月17日(日) 11時～12時

所 ものづくり学校(調理室)

内 各種加工品・フリーマーケット等

▼主催 ゲンキ市実行委員会

武良ゲンキ市実行委員会事務局

問 中出張所

TEL 4・0002

⑥ しまね家庭の日 映画 上映会の開催について

(公財) 隠岐の島町教育文化振興財団では、次の通り映画を上映致します。

▼映画

「漁港の肉子ちゃん」

「お終活 熟春！人生、百年時代の過ごし方」

時 4月17日(日)

午前10時

「漁港の肉子ちゃん」

午後1時30分

「お終活 熟春！人生、百年時代の過ごし方」

所 隠岐島文化会館 大ホール

¥ 小学生以上 500円

未就学児 無料

※マスクの着用、手指消毒、検温のご協力をお願い致します。

問 隠岐島文化会館

TEL 2・0237

⑦ 自然観察会イベントの 開催について

大山隠岐国立公園隠岐管理官事務所では「春のバードウォッチング in 海士町」を開催します。

よく見かけるけど名前がわからない…、鳴き声は聞くけど姿をみたことがない…。そんな経験ありませんか？

鳥や自然に詳しい講師 深谷治さん(NPO法人隠岐しぜんむら)のお話を聞きながら、隠岐神社周辺を散策するイベントです。

身近にあっても意外と知らない隠岐の魅力をいっしょに再発見しましょう！

時 4月23日(土)

10時10分～12時

※小雨決行

※荒天の場合翌日に延期

【延期・中止の場合、前日11時30分までに判断し参加者に連絡いたします。】

所 隠岐神社周辺(海士町)

▼集合時間・場所

10時10分

隠岐神社バス停

※現地集合、現地解散

※公共交通機関で往復可能

▼交通機関

【隠岐の島町から(往路)】

・8時30分…フェリーしらしま

・9時40分…菱浦港着

・9時55分…菱浦港発(豊田行便)

島内循環バス

・10時9分隠岐神社下車

←

←

←

←

←

【隠岐の島町へ(復路)】

・12時16分…隠岐神社発島内循環バス

・12時30分…菱浦港着

←

・12時50分…フェリーくになが

←

・14時…西郷港着

←

←

←

対 隠岐在住の方

※小学生以下は保護者同伴

持 保険証(コピー可)、参加費、飲み物、双眼鏡(任意)、カメラ(任意)、雨具

※カメラ等を持参される場合は自己の責任において管理をお願い致します。

¥ 30円

他 服装…動きやすい服装、マスク

募集人数…20名(先着順)

■事前申込制

※問合せ先に御連絡下さい。

締 4月20日(水)まで

問 大山隠岐国立公園

隠岐管理官事務所

TEL 090・5692・5717

★参加前に、体温測定等ご自身の健康観察をお願いいたします。ご参加の際は、マスクの着用徹底にご協力をお願いいたします。

⑧ 令和4年度軽自動車税(種別割)について

令和4年度の納期限は**5月31日(火)**です。軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在に軽自動車などの所有者として登録されている方に課税されます。納付には、口座振替が便利です。ぜひ、ご利用ください。令和4年度の軽自動車税(種別割)の税率は次のとおりです。

1. 三輪及び四輪の軽自動車(新車新規登録の時期により、適用される税率が異なります)

車種		新車新規登録が		
		H21.4.1以降 旧税率※1	H21.3.31以前 重課税率※2	H27.4.1以降 標準税率※3
軽自動車三輪		3,100円	4,600円	3,900円
軽自動車	自家用	7,200円	12,900円	10,800円
四輪乗用	営業用	5,500円	8,200円	6,900円
軽自動車	自家用	4,000円	6,000円	5,000円
四輪貨物	営業用	3,000円	4,500円	3,800円

【※1】初年度検査年月(車検証に記載があります)から13年目までの車輜には、旧税率が適用されます。

【※2】初年度検査年月から13年を経過した車輜には、重課税率が適用されます。

【※3】平成27年4月1日以降に新規登録された車輜には、標準税率が適用されます。

2. 環境性能の優れた車両のグリーン化特例(軽課税率)

三輪及び四輪の軽自動車のグリーン化特例(軽課)について、特例の対象車や基準を見直した上で、適用期限が2年間延長されました。これにより、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得された対象車は、取得の翌年度に限り、軽自動車税(種別割)が下記の表のとおり軽減されます。

達成基準 車種		電気・天然ガス	H30年排出ガス基準達成車又は、 H21年排出ガス基準値+10%低減達成車	
			【乗用】R2年基準+R12年基準90%達成	【乗用】R2年基準+R12年基準70%達成
軽自動車三輪		1,000円	—	—
軽自動車	自家用	2,700円	—	—
四輪乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
軽自動車	自家用	1,300円	—	—
四輪貨物	営業用	1,000円	—	—

○達成基準については車検証の備考欄に記載があります。

○グリーン化特例(軽課税率)は初年度検査年月の翌年度のみ適用となります。

○天然ガス車両基準については、H30年排出ガス規制適合車両または、H21年排出ガス規制10%以上低減となります。

3. 原動機付自転車等

車種		令和4年度税率	車種		令和4年度税率
原動機付自転車	～50cc以下	2,000円	二輪の小型自動車	250cc超～	6,000円
	50cc超～90cc以下	2,000円	ミニカー		3,700円
	90cc超～125cc以下	2,400円	小型特殊自動車	農耕作業用	2,000円
軽自動車二輪	125cc超～250cc以下	3,600円		その他	5,900円

○小型特殊自動車の農耕作業用とは

乗用型で最高速度35km/h未満の農耕トラクター、コンバイン、農業用薬剤散布車、田植え機などを指し軽自動車税(種別割)の課税対象となります。たとえ道路を走行しなくてもこれらを所有している方は、軽自動車税(種別割)の申告手続きをして標識(ナンバープレート)の交付を受ける必要があります。

◆問合わせ先 役場 税務課住民税係 電話2-8574

記号の
説明
時＝日時 所＝場所 対＝対象・定員 申＝申し込み 内＝内容 問＝問い合わせ
￥＝費用・参加費 締＝締め切り 出＝出演・講師・指導 他＝その他 持＝持ち物